

# 議会だより

■発行 奈良県宇陀郡御杖村議会

■編集 議会広報委員会 ☎0745-95-2001(代表)

■URL <https://www.vill.mitsue.nara.jp>



第125号

令和3.1.1

## 議長新年あいさつ

「二日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈って」

新年あけましておめでとうございます。村民の皆さまにおかれましては、令和3年の新春をご健勝にてお迎えいただいていること存じ上げます。平素は、議会の活動に深くご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、中国武漢市から発生の新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、約6千9百万人(令和2年12月10日現在)の方が感染し、多くの尊い命が亡くなっています。国内においては、全国の小・中学校への臨時休校の要請や緊急事態宣言など、私たちが経験したことのない事態に直面し、未だ終息の目処が立たない状況となっています。

昨年末イギリスから始まったワクチン接種の効果に期待し、国内での一日も早いワクチン接種が出来る体制にならないかと願うばかりですが、危険な環境下で使命感を持って医療に従事している方々に対して、心より感謝の念を抱かずにはられません。早く新型コロナウイルス感染症拡大を抑えて、世界の人々が喜びと感動を分かち合える一年遅れの東京オリンピックの開催を祈るばかりです。また、昨年九州地方で甚大な災害が発生して尊い命が奪われています。おかげさまで本村では、大きな被害もなく無事過ごさせていただけた事をありがたく感謝申し上げます。

さて、今年4月に議会議員の改選選挙が行われますが、令和2年12月定例会議会で議決いただいた公職選挙法の改正に伴い、候補者の選挙費用の一部または全部を公費で負担する、選挙運動の公営に関する新たな条例が制定されました。9月には、施設一体型の小中一貫校がスタートする年でもあります。本村にとって、益々少子高齢化が進み課題は山積みですが、多くの皆さま方に村政への関心を持ってもらい、「住みよい・住んでよかった」と感じられる持続可能なむらづくりのためにお手伝いいただきたく思う次第です。

終わりになりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を祈るとともに、今年一年の村民皆さま方のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げます、新春のご挨拶とさせていただきます。

令和3年1月1日

御杖村議会議長 山岡隆良



## 主な内容

- ・12月定例会議案
- ・一般質問(1名)
- ・委員会  
全員協議会
- ・活動報告

「議員の年賀状自粛について」  
御杖村議会では、公職選挙法の規定によりあいさつ状を自粛していただきますので、村民の皆さまにはご理解いただきますようお願いいたします。皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。  
御杖村議会



# 議会臨時会開かれる

令和2年10月7日付けで令和2年人事院勧告が行われ、国家公務員のボーナスが減額改正されることから、11月27日に臨時会が招集され、国家公務員の給与規定を準用している本村4つの給与条例及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策関連の補正予算1件の審議を行い、原案どおり可決しました。

## 【可決(条例)】

◎御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◆改正内容
  - 期末手当支給月数を年間0・05ヶ月の引き下げを行うものです。

◎特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◆改正内容
  - 期末手当支給月数を年間0・05ヶ月の引き下げを行う

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◆改正内容
  - 期末手当支給月数を年間0・05ヶ月の引き下げを行うものです。

◎御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◆改正内容
  - 期末手当支給月数を年間0・05ヶ月の引き下げを行うものです。

◆内容
 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一



## 【可決(補正予算)】

◎令和2年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

- ◆内容
  - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一

.....

# 12月定例会

.....

12月議会定例会は、12月10日に招集され、12月18日に続会議を行い閉会しました。9日間の会期中には、むらづくり委員会や予算決算委員会、全員協議会も開催され、村長より提出された8件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案とあり可決・同意されました。また一般質問では、木村議員が「森林経営管理制度」と「村の住環境の改善」について、村長に答弁を求めました。

## 村長提案

### 【可決(条例制定)】

◎御杖村議会議員及び御杖村村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定

- ◆制定内容
  - 町村選挙の立候補に係る環境改善として、令和2年12月12日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、本村の選挙にも適用するため条例を制定するものです。

施行日 令和3年4月1日

### 【可決(指定管理)】

◎御杖村の公の施設の指定管理者の指定(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービス)

- ◆内容
    - 指定管理を行っている施設について、令和3年3月31日をもって3年間の指定管理期間が満了するため、次年度よりの指定管理者の指定を行うものです。
- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 指定管理者 | 社会福祉法人 清光会            |
| 理事長   | 清水宏吉                  |
| 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |

### 【可決(規約改正)】

◎奈良県広域消防組合規約の改正

- ◆改正内容

◎令和2年度一般会計補正予算(第8号)

- ◆内容
  - 奈良県広域消防組合の規約改正については、関係する市町村の協議によるものと定められ、その協議には地方自治法の規定による議会の議決が必要ことから行うものです。

## 【可決(補正予算)】

◎令和2年度一般会計補正予算(第8号)

- ◆内容
    - 職員等の人件費の減額、介護保険特別会計への繰出金の増額や障害者福祉関係予算などの補正をするものです。
- |     |           |
|-----|-----------|
| 補正額 | 1億135万6千円 |
| 補正後 | 29億1951万円 |

◎令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)「診療施設勘定」

- ◆内容
    - 代替医師にかかる報酬の増額を計上するものです。
- |     |            |
|-----|------------|
| 補正額 | 139万6千円    |
| 補正後 | 1億2259万5千円 |

◎令和2年度介護保険特別会計補正予算(第3号)

- ◆内容
    - 介護サービス給付金の増額等を計上するものです。
- |     |            |
|-----|------------|
| 補正額 | 5322万円     |
| 補正後 | 4億2603万7千円 |

## 【同意(人事)】

◎御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めらるることに

- ◆内容
    - 桜井宇陀広域連合組合への、納付金及びシステム改修費の増額を計上するものです。
- |     |          |
|-----|----------|
| 補正額 | 95万1千円   |
| 補正後 | 3850万5千円 |

◎御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めらるることに

- ◆内容
    - 任期満了にともない再任命するため議会の同意を行うものです。
- 菊山恵子氏(大字神末)  
任期：令和7年1月21日まで



ここが聞きたい!!

# 一般質問

12月 10日

## 質問 森林経営 管理制度 について

近年全国的に手入不足の森林が多く、人工林の8割が手入不足と言われています。森林は適切な除伐・間伐等の管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養などの森林の持つ多面的機能に影響を及ぼすことが懸念されています。

新たに森林経営管理法が昨年施行されました。これにより、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介者となり、森林所有者と意欲的な能力のある林業経営者をつないだり、直接市町村で森林整備ができるようになりました。なお、この制度にかかる経費は、森林環境税が充てられます。既に、この制度を活用し調査に入っている市町村があります。御杖村では、どのような取組を行っているかお聞かせ下さい。



◆木村議員



村長  
答弁

◆伊藤村長

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度は、木村議員のご質問にもありましたように、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷により、経営や間伐等の適切な管理が行われていない森林に対して、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲的な能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築することで、将来にわたり

森林管理を安定かつ確実に進めていく制度でございます。この制度に基づき、ご質問にもありました他の市町村で実施しております調査でございますが、森林所有者に対する意向調査及び森林境界の明確化に関する調査であると思われまます。まず「森林所有者に対する意向調査」ですが、保有する森林を所有者自らが管理するのか、またはこの森林経営管理制度に基づき市町村に経営管理を委ねるのか森林所有者の意向を確認するものであると思われまます。森林経営管理制度では、森林所有者が市町村に経営管理を委ねる場合、林業経営に適した森林であれば市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営

体への再委託、そして林業経営に適さない森林は市町村が森林環境譲与税等を活用し、森林吸収源対策はもとより土砂災害の防止や水源涵養などの、森林のもつ多面的機能への影響に配慮した間伐等の森林整備を行うこととされています。

でございますが、森林施業の前段階として施業放置状態で、かつその境界が不明瞭となつている森林について、隣接所有者の現地立会のもと、簡易的な測量により森林の境界を明確にするものです。



◆木村議員

## 質問 村の住環境の 改善について

戦後の国の政策により、植え付けられたスギ・ヒノキの人工林が50〜60年経過した今、林業を取り巻く状況が厳しいことから施業放置され、周囲の農地・道路・住宅に悪影響を与えております。このまま放置されれば、ますます木々が大きくなり人的な災害につながり、周囲に深刻な問題が発生することが目に見えています。

この問題が解消するため、森林環境譲与税を活用した制度を作り、所有者の協力をいただきながら伐採を行い、村の住環境の改善を図っていかねければならないと思ひます。このことについて、伊藤村長はどのように思われるか、考えを聞かせて下さい。



◆伊藤村長

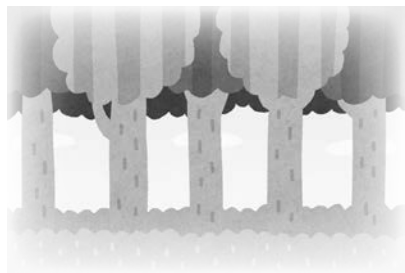
村長  
答弁

しかしながら、本村がこの意向調査を実施した場合、村に経営管理を委ねるといった意向を示す森林所有者が多くなること予想される一方、本村においてはその受皿となる林業経営者が少なく、また携わる林業従事者も不足しており、森林所有者の意向に対して受皿が追い付いていないのが現状です。

このようなことから、まずは受皿の整備、つまりは森林組合も含めた林業経営体との連携体制の構築、そして地域おこし協力隊制度を活用した自伐型林業などの林業従事者の育成に取り組んでいきたいと考えております。続いて「森林境界の明確化」

調査期間が長期にわたるとは思いますが、山林にも着手したいと考えております。

施業放置された人工林が、周囲の農地・道路・住宅に悪影響を及ぼしていることについては





認識しております。特に道路沿いの人工林の中には、大きく張り出した幹や根が側溝等の道路施設を損傷し、また道路の見通しを悪くしている要因の一つとなっている場合があります。

本村ではこれまで、県の森林環境税を財源とした「獣害に強い里山づくり事業」を平成26年度から実施し、住宅や農地周辺の竹林等を中心に間伐を行ってきました。

この事業の目的は、あくまで竹林等を伐採することで住宅や農地と山林との間にいわゆる緩衝帯をつくり、野生動物の侵入を防止するものですが、この際に住宅や農地に悪影響を及ぼしている立木も併せて伐採しております。

しかしながら、県の「獣害に強い里山づくり事業」が本年度をもって終了となるため、次年度以降は、ご質問にもありました森林環境税を活用し、これまで同様に村民からの要望を受けて竹林等の伐採を行う事業

の継続を検討しております。野生動物の侵入防止という従来の目的に加え、通行時の安全確保や災害時のライフライン確保のため道路沿いの支障木伐採など、木村議員ご指摘の住環境改善対策を盛り込み、また山林所有者からの理解を得やすい制度となるよう来年度予算編成に向けて検討を進めていきたいと考えております。

なお補足となりますが、同じく県の森林環境税を財源とした「施業放置林整備事業」についても、本年度（令和2年度）をもって一旦終了となりますが、村内には施業放置林が未だ相当面積（約2000ha）存在すること、更には昨今の集中豪雨による土砂災害の危険性が增大していることに鑑み、次年度以降においても「森林環境税と税」及び「森林環境整備基金」を活用した事業継続を検討しております。

### 宇陀郡議会議長 副議長県外研修

11月10・11日開催

今年の宇陀郡議会議長副議長県外研修は、徳島県のほぼ中央部に位置する徳島市内から車で1時間ほどの上勝町と神山町を訪ねました。

上勝町 人口約1500人の四国で人口の一番小さな町で、この町を一躍有名にした「葉っぱビジネス（彩事業）」や日本で初めて「ゼロ・ウェイスト（2020年までに焼却ゴミと埋め立てゴミを無くす最善の努力をする）宣言」をした町です。料理を彩るもみじ等の葉を売るというユニークな発想から今や年商2

億6000万円（生産者157軒）を超えるまでになったビジネスのほか、地域おこし協力隊の制度を活用した移住者促進の秘訣や実践例について説明を受けました。



### 宇陀郡山辺郡 議会議員研修会

12月3日開催

山添村・曾爾村・御杖村の3村議会は、共通する課題の

神山町 人口約5000人の町で、地方創生に携わる者で知らない人はいない先進の町です。基幹産業の活性化・移住者と地元住民の融合・行政と民間企業の連携・担い手の世代交代などの課題解決のため、農業・林業・建設業・教育の未来をつくるプロジェクトや人口減少を可能性に変えるまちづくりの考え方「神山進化論」について説明を受けました。

今回の視察では、関係人口や地域内での経済循環の重要性を感じました。



解決や情報の共有を目的に、交流や合同研修会を行っていただきます。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、少しでも人と人との距離を保てるよう、会場に奈良県市町村会館（橿原市大久保町）をお借りして行いました。

今回は、大東文化大学大学院教授の浅野善治（あさのよしはる）氏を講師にお招きして、「新しい地方議会のあり方」と題して、戦後の中央集権的自治から地方分権、地域主権、地方創生へと変わりゆく地方自治の中での議会の意義や役割について、講演をいただきました。

議会として、単なる行政の監視役ではなく、村の課題解決に向けた積極的な政策提案も行っていきたいと感じた研修会となりました。



## 議会運営委員会 【全議員】

(11月27日)

議会運営委員会を木村委員長  
の招集により11月27日に開催  
しました。12月定例会を控えてい  
ることから、定例会の会期や会  
期中の関連会議の開催日を決定  
しました。また、提出予定の各  
議案の概要説明を受けた後、会  
期中における審議の取扱いにつ  
いて協議を行い決定しました。

## 全員協議会

(11月27日)

【全議員】

教育委員会より令和3年の成  
人式についての説明と、保健福  
祉課より介護保険運営協議会の  
経過報告、御杖村ケアハウス及  
びデイサービスセンターの指定  
管理についての説明がありまし  
た。その後、議員より村民憲章  
について質問を行いました。

(12月11日)

12月定例会の開会日に委員会  
付託と決定された条例1件、指  
定管理1件、規約1件、補正予

# ～活動報告～

11月

- 10・11日 宇陀郡議会議長・副議長会県外研修(山岡・吉田)
- 16日 正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 17日 桜井宇陀広域連合議会定例会(山崎)
- 24日 宇陀衛生一部事務組合議会定例会(山岡・吉田)  
例月出納検査(山崎)  
正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 25日 町村議会議長全国大会(山岡)
- 27日 11月臨時会(全議員)  
議会運営委員会(全議員)  
全員協議会(全議員)  
東宇陀環境衛生組合議会定例会(山崎・松岡・古川)
- 30日 正副議長打合せ(山岡・吉田)

12月

- 3日 宇陀郡・山辺郡議会議員研修会(全議員)
- 4日 曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会(木村・盛岡・葛城)
- 7日 正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 10日 12月定例会開会(全議員)
- 11日 全員協議会(全議員)
- 14日 正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 15日 むらづくり委員会(全議員)
- 16日 予算決算委員会(全議員)
- 18日 12月定例会続会(全議員)  
広報委員会(盛岡・葛城)

算4件についての詳細な説明が  
村から行われました。また、報

告事項として保健福祉課長よ

り、国民健康保険診療所におけ  
る発熱外来認定医療機関として  
の登録についての報告がありま  
した。

## むらづくり委員会 【全議員】

(12月15日)

むらづくり委員会を山崎委員  
長の招集により12月15日に開催  
しました。12月10日の本議会(開  
会日)において付託された条例  
1件、指定管理1件、規約1件  
について審査を行い、原案どお  
り可決すべきものと決定し18日  
の本会議(続会日)において報  
告することとなりました。

【全議員】

## 予算決算委員会 【全議員】

(12月16日)

予算決算委員会を松岡委員長  
の招集により12月16日に開催し  
ました。12月10日の本議会(開  
会日)において付託された補正  
予算4件について審査を行い、  
原案どおり可決すべきものと決  
定し18日の本会議(続会日)に  
おいて報告することとなりまし  
た。

【全議員】

